

離島等供給特例承認申請書

令和4年12月7日

沖縄電力株式会社

離島等供給特例承認申請書

沖電送送統発第 28 号

令和 4 年 12 月 7 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本 永 浩 之
社長執行役員

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

別紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款（沖電送送統発第 24 号令和 4 年 10 月 25 日届出。以下「離島約款」といいます。ただし、当該離島約款が届出により変更された場合は、変更後の離島約款をいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和 5 年 1 月の検針日から令和 5 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款 15（定額電灯）(4)もしくは離島約款 20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款 16（従量電灯）(4)、離島約款 19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款 19（臨時電灯）(2)ロ、離島約款 20（公衆街路灯）(2)ロもしくは離島約款 29（臨時電力）(3)イの料金または離島約款 17（時間帯別電灯）(4)、離島約款 18（Ee らいふ）(4)、離島約款 21（業務用電力）(5)、離島約款 22（業務用電力Ⅱ型）(3)、離島約款 23（業務用季節別時間帯別電力）(4)、離島約款 24（業務用ウィークエンド電力）(4)、離島約款 25（低圧電力）(5)、離島約款 26（高圧電力）(1)ホ、離島約款 26（高圧電力）(2)ニ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(3)ハ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(4)ハ、離島約款 28（時間帯別調整契約）(7)、離島約款 29（臨時電力）(3)ロ、離島約款 30（農事用電力）(3)、離島約款 31（深夜電力）(1)ニ、離島約款 31（深夜電力）(2)ニ、離島約款 32（自家発補給電力）(1)ハ、離島約款 32（自家発補給電力）

(2)ハもしくは離島約款 33（予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款 15（定額電灯）(4)もしくは離島約款 20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款 16（従量電灯）(4)、離島約款 19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款 19（臨時電灯）(2)ロ、離島約款 20（公衆街路灯）(2)ロもしくは離島約款 29（臨時電力）(3)イの料金または離島約款 17（時間帯別電灯）(4)、離島約款 18（Ee らいふ）(4)、離島約款 21（業務用電力）(5)、離島約款 22（業務用電力Ⅱ型）(3)、離島約款 23（業務用季節別時間帯別電力）(4)、離島約款 24（業務用ウィークエンド電力）(4)、離島約款 25（低圧電力）(5)、離島約款 26（高圧電力）(1)ホ、離島約款 26（高圧電力）(2)ニ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(3)ハ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(4)ハ、離島約款 28（時間帯別調整契約）(7)、離島約款 29（臨時電力）(3)ロ、離島約款 30（農事用電力）(3)、離島約款 31（深夜電力）(1)ニ、離島約款 31（深夜電力）(2)ニ、離島約款 32（自家発補給電力）(1)ハ、離島約款 32（自家発補給電力）(2)ハもしくは離島約款 33（予備電力）(3)の電力量料金は、離島約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，E e らいふ，臨時電灯，公衆街路灯，業務用電力，低圧電力，高圧電力，臨時電力，農事用電力，深夜電力（低圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）および自家発補給電力ならびに離島約款附則 16（燃料費調整についての特別措置）の適用を受けているときの業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力，季節別時間帯別電力，時間帯別調整契約および深夜電力（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。）

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (25,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り，かつ，37,700

円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,700 円を上回る場合
平均燃料価格は、37,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (37,700 \text{ 円} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力，季節別時間帯別電力，時間帯別調整契約および深夜電力（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みま
す。）

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (25,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (p) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から 令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から 令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から 令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。
- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が25,100円を上回り、かつ、基準燃料費

調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和5年1月の 検針日から令和 5年9月の検針 日の前日までの 期間	令和5年9月の 検針日から令和 5年10月の検針 日の前日までの 期間
電 灯	10 ワットまでの1灯につき	27 円 19 銭	13 円 59 銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1灯につき	54 円 38 銭	27 円 19 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1灯につき	108 円 75 銭	54 円 38 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1灯につき	163 円 13 銭	81 円 56 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1灯につき	271 円 88 銭	135 円 94 銭
	100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットまでごとに	271 円 88 銭	135 円 94 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	81 円 21 銭	40 円 60 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1機器につき	162 円 41 銭	81 円 21 銭
	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	162 円 41 銭	81 円 21 銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	23円03銭	11円52銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	70円00銭	35円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	1 円 22 銭 7 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	2 円 45 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	4 円 90 銭 5 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	7 円 35 銭 7 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	12 円 26 銭 2 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	12 円 26 銭 2 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 66 銭 2 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	7 円 32 銭 5 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	7 円 32 銭 5 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	9 銭 9 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	19 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまで の場合 100 ボルトアンペアまでごとに	19 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	1 円 97 銭 7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペア までの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 97 銭 7 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 円 07 銭 7 厘
---------------------	--------------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	3 円 15 銭 7 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	31 銭 6 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	31 銭 6 厘
	高圧で供給を受ける場合	30 銭 5 厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法施行規則第 32 条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和5年2月分 ～9月分	令和5年10月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯B 公衆街路灯B	1契約につき最初の 10キロワット時まで	70円00銭	35円00銭
	上記を超える 1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭
上記以外の場合 1キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和5年2月分 ～9月分(※2)	令和5年10月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10ワットまで	1 灯	3.884	27円 19銭	13円 59銭
		10ワットをこえ 20ワットまで		7.768	54円 38銭	27円 19銭
		20ワットをこえ 40ワットまで		15.536	108円 75銭	54円 38銭
		40ワットをこえ 60ワットまで		23.304	163円 13銭	81円 56銭
		60ワットをこえ 100ワットまで		38.840	271円 88銭	135円 94銭
		100ワットをこえ 100ワットまでごとに		38.840	271円 88銭	135円 94銭
	小型 機器	50ボルトアンペアまで	1 機器	11.601	81円 21銭	40円 60銭
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペア まで		23.202		162円 41銭	81円 21銭	
100ボルトをこえ100ボ ルトアンペアまでごと に		23.202		162円 41銭	81円 21銭	

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和5年2月分～9月分 (※2)	令和5年10月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0.313	2 円 19 銭	1 円 10 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力	0.5 キロワットの場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 23 円 03 銭	(※3) 11 円 52 銭
	1 キロワット 1 日につき	1 kW	6.579	46 円 05 銭	23 円 03 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上